

保 医 発 0 3 2 6 第 8 号
平成 2 4 年 3 月 2 6 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課 長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

「訪問看護計画書等の記載要領等について」等の一部改正について

標記について、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第81号）等が公布され平成24年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「訪問看護計画書等の記載要領等について」（平成12年3月31日保険発第62号・老健第71号）の一部改正について

別添 2 「指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」（平成12年6月8日付保険発第120号・老健109号）の一部改正について

「訪問看護計画書等の記載要領等について」
(平成12年 3 月31日保険発第62号・老健第71号) の一部改正について

1 第一の 1 の(1)を次のように改める。

(1) 訪問看護計画書（以下「計画書」という。）及び訪問看護報告書（以下「報告書」という。）は、別紙様式 1 及び 2 を標準として作成するものであること。ただし、認知症の高齢者の利用者若しくは精神疾患を有する者等を対象として指定訪問看護を行う場合にあっては、その特性を踏まえ別紙様式 3 及び 4 を標準として作成するものであること。

2 第一の 2 の(1)の④を次のように改める。

④ 「問題点・解決策」及び「評価」の欄について

看護・リハビリテーションの目標を踏まえ、指定訪問看護を行う上での問題点及び解決策並びに評価を具体的に記入すること。

3 第一の 2 の(2)の⑥及び⑦を次のように改める。

⑥ 「特記すべき事項」

前記の②から⑤までの各欄の事項以外に主治医に報告する必要がある事項を記入すること。また、頻回に訪問看護を行った場合、提供した訪問看護の内容についても記入すること。

⑦ 継続して指定訪問看護を提供している者のうち、当該月に 1 回しか指定訪問看護を実施しなかった場合には、(3)の①の記録書Ⅱの複写を報告書として差し支えないこと。

ただし、精神疾患を有する者を対象として指定訪問看護を行う場合にあっては、当該報告書中「家族等との関係」欄には、利用者と当該利用者の家族、友人等との対人関係、作業等の状況について記入すること。

4 別紙様式 1 から別紙様式 4 を別紙のように改める。

(別紙)

別紙様式 1

訪問看護計画書

患者氏名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (歳)
要介護認定の状況	自立 要支援 (1 2)	要介護 (1 2 3 4 5)
住 所		
看護・リハビリテーションの目標		
年 月 日	問 題 点 ・ 解 決 策	評価
備考		

上記の訪問看護計画書に基づき指定訪問看護又は看護サービスの提供を実施いたします。

平成 年 月 日

事 業 所 名

管 理 者 氏 名

印

殿

別紙様式 2

訪問看護報告書

患者氏名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (歳)												
要介護認定の状況	自立 要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)													
住 所														
訪 問 日	<table border="0"> <tr> <td>平成 年 月</td> <td>平成 年 月</td> </tr> <tr> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> <td>1 2 3 4 5 6 7</td> </tr> <tr> <td>8 9 10 11 12 13 14</td> <td>8 9 10 11 12 13 14</td> </tr> <tr> <td>15 16 17 18 19 20 21</td> <td>15 16 17 18 19 20 21</td> </tr> <tr> <td>22 23 24 25 26 27 28</td> <td>22 23 24 25 26 27 28</td> </tr> <tr> <td>29 30 31</td> <td>29 30 31</td> </tr> </table> 訪問日を○で囲むこと。1日に2回以上訪問した日は◎で、長時間訪問看護加算を算定した日を□で囲むこと。 なお、右表は訪問日が2月にわたる場合使用すること。		平成 年 月	平成 年 月	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14	15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21	22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28	29 30 31	29 30 31
平成 年 月	平成 年 月													
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7													
8 9 10 11 12 13 14	8 9 10 11 12 13 14													
15 16 17 18 19 20 21	15 16 17 18 19 20 21													
22 23 24 25 26 27 28	22 23 24 25 26 27 28													
29 30 31	29 30 31													
病状の経過														
看護・リハビリテーションの内容														
家庭での介護の状況														
特記すべき事項（頻回に訪問看護が必要な理由を含む）														

上記のとおり、指定訪問看護の実施について報告いたします。

平成 年 月 日

事業所名

管理者氏名

印

殿

別紙様式 3

精神科訪問看護計画書

患者氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	(歳)
要介護認定の状況	自立	要支援 (1 2)	要介護 (1 2 3 4 5)				
住 所							
看護の目標							
月 日	問 題 点 ・ 解 決 策					評 価	
備考							

上記の訪問看護計画書に基づき指定訪問看護を実施いたします。

平成 年 月 日

事 業 所 名

管 理 者 氏 名

印

殿

別紙様式 4

精神科訪問看護報告書

患者氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日																																																																						
要介護認定の状況	自立	要支援 (1 2)	要介護 (1 2 3 4 5)																																																																									
住 所																																																																												
訪 問 日	平成 年 月 <table border="0"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 平成 年 月 <table border="0"> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 訪問日を○で囲むこと。精神科特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を実施した日は△で囲むこと。30分未満の訪問看護を実施した日は◎で囲むこと。長時間精神科訪問看護加算を算定した日は□で囲むこと。 なお、右表は訪問日が2月にわたる場合使用すること。						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																																																						
8	9	10	11	12	13	14																																																																						
15	16	17	18	19	20	21																																																																						
22	23	24	25	26	27	28																																																																						
29	30	31																																																																										
1	2	3	4	5	6	7																																																																						
8	9	10	11	12	13	14																																																																						
15	16	17	18	19	20	21																																																																						
22	23	24	25	26	27	28																																																																						
29	30	31																																																																										
病状の経過																																																																												
看護の内容																																																																												
家族等との関係																																																																												
特記すべき事項（頻回に訪問看護が必要な理由を含む）																																																																												

上記のとおり、指定訪問看護の実施について報告いたします。

平成 年 月 日

事 業 所 名

管 理 者 氏 名

印

殿

「指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」
(平成12年6月8日保険発第120号・老健第109号)の一部改正について

1の(2)のア及びイを次のように改める。

- ア 利用者の選定に係る指定訪問看護に要する平均的な時間（1時間30分）を超える時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）の区分01の注10に規定する長時間訪問看護加算又は区分01－2の注9に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。）の提供に要する費用
- イ 利用者の選定に係る指定訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の区分01の注13及び区分01－2の注11に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）の提供に要する費用

(参 考)

「訪問看護計画書等の記載要領等について」
(平成12年 3 月31日保険発第62号・老健第71号・抜粋)

第一 訪問看護計画書等の記載要領について

1 一般的事項

- (1) 訪問看護計画書（以下「計画書」という。）及び訪問看護報告書（以下「報告書」という。）は、別紙様式 1 及び 2 を標準として作成するものであること。ただし、認知症の高齢者の利用者若しくは精神疾患を有する障害者等を対象として指定訪問看護を行う場合にあっては、その特性を踏まえ別紙様式 3 及び 4 を標準として作成するものであること。

2 計画書等の記載要領

(1) 計画書に関する事項

④ 「問題点・解決策」及び「評価」の欄について

看護・リハビリテーションの目標を踏まえ、指定訪問看護を行う上での問題点及び解決策並びに評価を具体的に記入すること。

(2) 報告書に関する事項

⑥ 「特記すべき事項」

前記の②から⑤までの各欄の事項以外に主治医に報告する必要がある事項を記入すること。また、頻回に訪問看護を行った場合、提供した訪問看護の内容についても記入すること。

- ⑦ 継続して指定訪問看護を提供している者のうち、当該月に 1 回しか指定訪問看護を実施しなかった場合には、(3)の①の記録書Ⅱの複写を報告書として差し支えないこと。

ただし、精神疾患を有する障害者を対象として指定訪問看護を行う場合にあっては、当該報告書中「家族等との関係」欄には、利用者と当該利用者の家族、友人等との対人関係、作業等の状況について記入すること。

「指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」
(平成12年6月8日保険発第120号・老健第109号・抜粋)

1 医療費控除の対象範囲

(2) その他の利用料

- ア 利用者の選定に係る指定訪問看護に要する平均的な時間（1時間30分）を超える時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）~~第1号の1~~の区分01の注10に規定する長時間訪問看護加算又は区分01－2の注9に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。）の提供に要する費用
- イ 利用者の選定に係る指定訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の区分01の注13及び区分01－2の注11に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）の提供に要する費用